

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社佐藤建設

業者の住所：秋田県雄勝郡羽後町大久保字柏原96-9

2 指名停止措置期間：令和8年5月29日から令和8年6月11日まで(2週間)

3 指名停止措置の範囲：宮城県 福島県 山形県 盛岡県 秋田県 青森県

4 事実概要

同社は、令和6年7月25日、同社が受注し、施工中であった東北地方整備局湯沢河川国道事務所発注の「雄勝山道路改良工事」において、現場資機材の回収作業を終えて現場から引き上げている際、現場内の上部法面が崩落したことにより、作業員1名が土砂に押し出されて河川に転落し、その後死亡する事故を起こしたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1	
1～7 略	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内